

平成 2 8 年第 4 回
昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成 2 8 年 4 月 2 1 日

午後 2 時 3 0 分～午後 3 時 5 9 分

場所：昭島市役所 庁議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは定刻になりましたので、ただいまから第4回教育委員会定例会を開会いたします。

会議に入る前に教育委員会の構成に変更がございましたので、事務局より説明をお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 教育委員会の構成について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が実施され、平成27年4月1日施行されました。この改正は、教育の中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るために行ったもので、この中で教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置することとなりました。この新「教育長」の制度の適用については経過措置が設けられ、平成27年4月1日に在任中の教育長については、任期満了又は退任するまでは従前の制度が適用されることとなっております。この3月末日をもって木戸教育長が退任されたため、4月1日より新「教育長」が設置されることになり、小林教育長が教育委員長と教育長を一本化した新たな「教育長」となりました。改正後の法律では、教育長が会務を総理し教育委員会を代表することとなっております。

なお、教育委員会は、従前は委員長及び教育長を含む5人の教育委員が構成員となっておりますが、4月1日より4人の教育委員と教育長の5人で構成することとなりました。

また、教育委員会の構成に変更があったことから、議席番号を次のとおり、既に名札に表示されておりますが、1番小林教育長、2番紅林委員、3番石川委員、4番氏井委員、5番白川委員とさせていただきます。

以上です。

○教育長（小林一己） ありがとうございます。ただいまの説明で何か御質問等ありましたら。

続きまして、委員の変更がありましたので自己紹介を行いたいと思います。

初めに私から、恐縮ですが自己紹介をさせていただきます。

4月1日付けで教育長を拝命いたしました小林一己と申します。よろしくお願いいたします。

次に、氏井委員、お願いいたします。

○委員（氏井初枝） 3月31日まで学校現場のほうに勤務しておりました。退職いたしまして4月1日から昭島の教育委員会のほうに務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） ありがとうございます。次に、白川委員お願いいたします。

○委員（白川宗昭） 本年の4月8日付けで教育委員を拝命いたしました白川宗昭と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- 教育長（小林一己） ありがとうございます。
続きまして、市のほうでも4月1日付けの人事異動で説明員がかわりましたので紹介をしたいと存じます。
- 庶務課長（柳 雅司） 平成28年4月1日付けの人事異動に伴い、教育委員会説明員に異動がございましたので紹介させていただきます。
統括指導主事の長崎将幸でございます。
- 統括指導主事（長崎将幸） 統括指導主事、長崎です。よろしくお願いいたします。
- 庶務課長（柳 雅司） 教育福祉総合センター建設室長の岡本匡弘でございます。
- 教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 教育福祉総合センター建設室長の岡本匡弘です。よろしくお願いいたします。
- 庶務課長（柳 雅司） 新図書館担当課長の磯村義人でございます。
- 新図書館担当課長（磯村義人） 新図書館担当課長の磯村と申します。よろしくお願いいたします。
- 庶務課長（柳 雅司） 市民会館・公民館長の並木映子でございます。
- 市民会館・公民館長（並木映子） 市民会館・公民館長の並木映子と申します。よろしくお願いいたします。
- 庶務課長（柳 雅司） なお、前任の中村教育福祉総合センター建設室長は、定年退職となりました。また、稲富統括指導主事は荒川区教育委員会の統括指導主事となりました。市民会館・公民館長の河野は会計管理者に昇任となりました。
以上です。お時間をいただきありがとうございました。
- 教育長（小林一己） ありがとうございます。
それではこれから会議に入りたいと存じます。
本日の日程はお手元に配布のとおりでございます。
初めに、前回の会議録署名についてであります。既に調整を終わり署名も得ておりますので御了承をお願いいたします。
次に、委員会会議規則第19条の規程に基づく本日の会議録署名委員であります。2番の紅林委員、そして1番の私、小林でございます。よろしくお願いいたします。
続きまして、日程4、教育長の報告に移りたいと存じます。
私からの報告でございますが、今月13日に開催されました東京都市教育長会の席におきまして東京都教育委員会から説明がありました「東京都教育ビジョン第3次」の一部改訂の内容、中身としましては改訂の経緯と主な内容の説明があっ

た関係で、そのことにつきまして御報告をさせていただきます。

東京都教育委員会は、平成 25 年 4 月に東京都の教育振興基本計画といたしまして、平成 29 年度までの 5 カ年間を中心として、今後取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示す「東京都教育ビジョン第 3 次」を策定しております。しかしながら、この第 3 次ビジョン策定後、平成 25 年 9 月には 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会を東京で開催されることが決定され、東京都は平成 26 年 12 月にオリンピック・パラリンピック競技大会成功に向けました取り組みや、大会後の東京の将来を見据えたグラウンドデザインを描いた「東京都長期ビジョン」を策定し、「世界一の都市 東京」の創造を目指した都政の大方針を明らかにしております。

また一方、国におきましては、先ほど庶務課長から話もありましたとおり、平成 27 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これの施行によりまして従前の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、そして総合教育会議の設置や教育に関する大綱を首長が策定することなどを内容とする教育委員会制度の改正が行われているところでございます。

またさらには、国におきましては新しい時代にふさわしい教育のあり方につきまして議論が進められており、教育課程における生きる力の育成の一層の具体化浸透を図る学習指導要領の改定の検討なども進められているところでございます。

こうした状況の中で、東京都では総合教育会議における協議を経て、知事が平成 27 年 11 月、昨年 11 月に東京都教育施策大綱を作成いたしております。これは、東京都長期ビジョンで掲げます 10 年後の東京で活躍する子どもたち、さらにはその先の 2040 年代を支える子どもたちを育成するため、特に重要で優先的に取り組むべき 7 つの重点事項について、平成 29 年度まで 3 カ年で取り組むべき根本方針を示したものでございます。この東京都教育施策大綱の策定を受けまして、東京都教育委員会は、第 3 次ビジョンの一部改訂に取り組むことにしたと、このようなお話をいただいております。

この一部改訂後の第 3 ビジョンにつきましては、改訂前の第 3 ビジョンに掲げた基本理念あるいは基本理念を実現するための 5 つの視点、このことについては基本的には変更しないことといたしておりますが、東京都教育施策大綱あるいは東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、学習指導要領改訂に向けた国の教育改革の動向等を踏まえ、平成 30 年度までの 3 年間を中心として今後長中期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示す内容となっているという話をいただいております。

具体的に主な改正の内容でございますけれども 1 点目としましては、知徳体、学校、家庭、地域社会この 6 つの柱のほかに、オリンピック・パラリンピック教育というのを柱の一つに加えたところでございますけれども、これの理由といたしましてはオリンピック・パラリンピックに掲げている目的と、教育基本法の教育の目標や学習指導要領の理念にもこの目標が相通するという考えのもとに、このオリンピック・パラリンピック教育を柱の一つに加えた、このような話を伺っております。

また、もう 1 点ですけれども、具体的な取り組みの方法あるいは主要施策などについては東京都の教育施策大綱、先ほどもお話をしましたとおり 7 つの重点事

項がありますけれども、これに沿った整備を行ったと、主な内容についてはこのような内容となっていると、そのような説明がありました。

これを踏まえて東京都教育委員会では、翌日の14日、東京都教育委員会に第3次ビジョンの一部改訂を議案として提出をしまして私のほうで確認をしたところ、同日に原案どおり議決を出されたと、このような形で東京都の第3次ビジョンの一部改訂があったということの御報告を本日させていただこうと、このようなことで説明をさせていただきました。

私からの報告は以上でございます。何か御質問等ありましたら挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で私の報告を終わります。続きまして、日程第5、議事に移ります。

議案第18号「平成28年度昭島市立学校第三者評価委員会委員の委嘱について」説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 議案第18号「平成28年度昭島市立学校第三者評価委員会委員の委嘱について」御説明いたします。

本案件は、昭島市立学校第三者評価委員会委員を教育委員会が委嘱する必要があるために提案したものでございます。

議案に記載されている委嘱予定委員につきましては平成27年度に委員でした境田委員の退任により、新たに新井啓子委員を委嘱する予定です。そのほかの委員は平成27年度の委員と同一となっております。

今後、5月から第三者評価委員会を開催し、各委員のお立場から指導、助言をいただき、各学校の学校運営の向上を図りたいと考えております。なお、今年度は昨年度に引き続き「教員の指導力」を重点に定めて評価を行ってまいります。

以上でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（小林一己） それでは、ただいま議案第18号につきまして事務局からの説明が終わりました。本件に対する質疑、意見、要望等をお受けいたします。

よろしいですか。

それでは本件をお諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第18号は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第19号「平成28年度昭島市立学校学校評議員の委嘱について」事務局に説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 議案第19号「平成28年度昭島市立学校学校評議員の委嘱について」御説明いたします。

この学校評議員制度は、昭島市立学校の管理運営に関する規則附則第10条の4の規定に基づきまして、昭島市立小学校及び中学校に昭島市立学校学校評議員を

委嘱する必要がございます。今回は18校分につきまして提案させていただきます。なお、拝島第一小学校につきましては現在調整中でございます。こちらにつきましては5月の定例教育委員会で提案させていただきます。

以上でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（小林一己） ただいま、議案第19号について説明が終わりました。本件に対する意見、質疑、要望等をお受けいたします。

○委員（紅林由紀子） 学校評議委員、拝見しますと人数が4名のところから、8名とか、いろいろな学校がありますけれども、この学校評議員の趣旨から考えますと、やはりある程度の人数の方が評議員になっていただいたほうが本来ならばいいのではないかなというふうに感じるんですが、やはりこれは人数がこのぐらいが適正ですとか、このぐらいの人数はお願いしますとか、そういうふうに学校にお願いすることがあるのかどうかということをお聞きしたいのと、なかなか評議員になっていただくのも大変なことだと思いますけれども、途中で新たに追加したりとかそういうこともできるのか、そういうケースがあるのかどうかということについて教えていただけますでしょうか。

○指導課長（岡部君夫） 学校評議員について各学校で人数のばらつきがあるということで、それぞれの学校のいろいろな事情で勘案して人数というのは決定しているところがあると思います。なるだけ多くの方に入っていただくというのは確かにそういう部分がございますので、ここで出ているように5名というところについては、多少その辺は校長の方向性もあると思いますが、こちらから少し人数、働きかけとともに、またどういう役割を担っているのかということも含めて、やはり学校評議員を活性化させるということが大事だと思いますので、その辺についてはやっていきたいと思います。

また、人数等追加ということがあった場合は、この教育委員会のほうで追加でお諮りさせていただくということも出てくるかもしれませんが、その辺で御理解いただければと思います。

○委員（紅林由紀子） わかりました。

○教育長（小林一己） ほかに御質問等ございますか。

では、以上で質疑、討論を終わります。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第19号は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第20号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） 議案第20号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱につい

て」提案理由ならびにその内容の御説明を申し上げます。

昭島市学校給食運営審議会委員につきましては、選出区分が小学校長及び中学校長である委員は、それぞれ校長会から推薦をいただき委嘱しておりますが、このたびそれぞれの校長会から役割分担の変更に伴います委員の退任及び補欠委員の推薦の申し出がございました。このため、選出区分が小学校長である成隣小学校長、長野基委員の補欠委員としまして、議案書に記載されていますとおり、成隣小学校、加賀田真理氏を、また、選出区分が中学校長である瑞雲中学校、香積信明委員の補欠委員として福島中学校、長野基氏をそれぞれ平成28年5月1日から前任者の残任期間である平成28年7月31日までの間、昭島市学校給食運営審議会委員として委嘱いたしたく、本議案を提出するものでございます。

以上、甚だ簡略な説明で恐縮に存じますがよろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第20号につきまして事務局からの説明が終わりました。本件に対する質疑、意見、要望等をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

以上で質疑、討論を終わります。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第20号は原案とおりに決しました。

続きまして、議案第21号「昭島市学校給食費会計監査役員の委嘱について」に移ります。事務局からの説明をお願いします。

○学校給食課長（坂本忠司） 議案第21号「昭島市学校給食費会計監査役員の委嘱について」提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

昭島市学校給食費会計監査役員につきましても、選出区分が小・中学校長である委員につきましては小学校長会から推薦をいただき委嘱しておりますが、このたび小学校長会から役割分担の変更に伴います監査役員の退任及び補欠役員推薦の申し出がございました。このため、退任なされます光華小学校長佐藤神生監査役員の補欠役員として議案書に記載されておりますとおり、拝島第二小学校長前田元氏を平成28年5月1日から、前任者の残任期間である平成28年7月31日までの間、昭島市学校給食費会計監査役員として委嘱いたしたく本議案を提出するものでございます。

以上、甚だ簡略な説明で恐縮に存じますが、よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） ただいま、議案第21号につきまして事務局からの説明が終わりました。本件に対する質疑、意見、要望等をお受けいたします。

よろしいですか。

以上で、質疑、討論を終わります。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第 21 号は原案とおりに決しました。
続きまして、議案第 22 号「昭島市社会教育委員の委嘱について」説明を求めます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 議案第 22 号「昭島市社会教育委員の委嘱について」提案理由及びその内容について御説明させていただきます。

本案件は、平成 28 年 3 月 31 日付で社会教育委員のうち、学校教育関係者から選出されていた喜多野委員と佐藤委員の 2 名が定年退職のため辞職となったことから欠員が生じたため、新たに委員を委嘱する必要があるため提案するものでございます。

委嘱予定者はお手元の表のとおりでございます。新たな委嘱予定委員の 2 名の経歴について御説明いたします。

1 番目、浅原伸行、東小学校の校長先生でございまして、小学校校長会からの推薦でございます。

2 番目、並木浩子、清泉中学校の校長先生でございまして、中学校校長会からの推薦でございます。なお、委嘱予定委員の任期は平成 28 年 4 月 22 日から前任者の残任期間である平成 28 年 9 月 30 日まででございます。

以上、簡略な説明ではございますが御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第 22 号につきまして事務局からの説明が終わりました。本件に対します質疑、意見、要望等をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

以上で質疑討論を終わります。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第 22 号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第 23 号「昭島市スポーツ推進委員の委嘱について」事務局より説明を求めます。

○スポーツ振興課長（武藤 茂） 議案第 23 号「昭島市スポーツ推進委員の委嘱について」提案理由とその内容について御説明申し上げます。

昭島市スポーツ推進委員は、昭島市スポーツ推進委員に関する規則第 2 条に基づき、市民のスポーツ推進を図るため、スポーツに関する深い関心と理解を持った方に委嘱しております。

委員の定数は同規則第 3 条により 18 名以内とし、委員の任期は 2 年となっております。前回の第 3 回定例会において 16 名の方の委嘱について御提案を申し上げ御承認をいただいたところではございますが、今回欠員となっております 2 名のうちの 1 名を委嘱いたしたく御提案するものでございます。

恐れ入りますが、資料を御覧ください。新たに委嘱いたします松尾光春氏は、

市内松原町にお住まいで、地域のリーダー講習会や、スポーツを通して自治会内のさまざまな行事に参加されています。なお、任期は平成 28 年 5 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まででございます。

以上、簡略な説明で恐縮ではございますが、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） ただいま、議案第 23 号につきまして事務局からの説明が終わりました。本件に対する質疑、意見、要望等をお受けいたします。

以上で質疑、討論を終わります。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第 23 号は原案どおり決しました。

以上で議案の審議を終了いたします。本日は協議事項がありませんので報告事項に入ります。

報告事項 1 「昭島市教育委員会教育長職務代理者について」説明を求めます。

○庶務課長（柳 雅司） 昭島市教育委員会教育長職務代理者について、御報告いたします。教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に基づき、予め教育委員の中から教育長が指名するもので、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときその職務を行うものでございまして、教育長が任命されました 4 月 1 日に指名いたしましたものでございます。

○教育長（小林一己） 報告事項 1 について説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等はございませんか。

よろしいでしょうか。

以上で報告事項 1 を終わります。続きまして報告事項 2 「平成 28 年度小学生英語チャレンジ体験の概要について」と報告事項 3 「平成 28 年度中学生英語キャンプ事業の概要について」は事務局より事前に一括して説明したいとの申し出がありますので一括して説明を求めます。

○庶務課長（柳 雅司） 「平成 28 年度小学生英語チャレンジ体験事業の概要について」御報告いたします。

本事業につきましては、平成 22 年度より実施しており、昨年度に引き続き、国分寺市との共催で本年度も実施いたします。

実施場所も、昨年度と同様で調布市八ヶ岳少年自然の家で、7 月 29 日から 7 月 31 日までの 2 泊 3 日で行います。

対象者は小学 6 年生、募集人員は昭島市 45 人と国分寺市 30 人で計 75 人を予定しており、応募が多数の場合は、学校の割り振りを加味して抽選とさせていただきます。

事業内容は、トレーニングを受けたアメリカ人学生 15 人程度をリーダーとして行われる宿泊体験事業、アメリカンサマーキャンプに参加いたします。1 人のア

アメリカ人学生に昭島市と国分寺市の児童でグループを構成し、活動いたします。

参加費は7,000円、引率者は看護師を含む3人の予定です。

募集方法は、昭島市立小学校に通う児童の場合は、5月13日から各学校を通じて募集いたします。市外の小学校に通う児童については、5月15日号の広報で募集いたします。

次に、報告事項3「平成28年度中学生英語キャンプ事業の概要について」御報告いたします。

事業につきましては、昨年度と同様に国分寺市、東大和市との共催で行います。

実施場所、日程は小学生英語チャレンジ体験事業と同様でございます。

対象者は中学2年生及び3年生、募集人員は昭島市と東大和市が各30人、国分寺市が15人を予定しており、応募が多数の場合は学校の割り振りを加味して抽選とさせていただきます。

事業内容は、小学生英語チャレンジ体験事業とほぼ同様でございますが、小学生とは英語レベルが異なることから中学生のみのグループで活動を行います。キャンプファイアーなどについては、合同での実施を検討しています。グループ構成は、3市を含めたグループで活動いたします。

参加費は7,000円、引率者は3名の予定です。

募集方法は小学生と同じでございます。

以上です。

○教育長（小林一己） ただいま報告事項2及び報告事項3についての説明が終わりました。本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 去年も行われたので、今さら質問して申しわけないんですけども、その次の海外交流事業との兼ね合いで中学生のキャンプが、例えば中学生の海外交流事業はかなり毎年応募者が多くて受からない中学生も結構な人数がいると思うのですが、そちらに受からなくて、じゃあ英語キャンプにしようと言うとき、募集の期間というのは、そういうことができるような期間に設定されているのでしょうか。

○庶務課長（柳 雅司） 募集期間につきましては、中学生英語キャンプ事業のほうが遅くなっております。中学生の海外派遣事業の結果がわかったあとにも英語キャンプのほうには申し込めるようになってございます。

惜しくも行けなくなった方にはこの中学生英語キャンプ事業の案内状も一緒にお送りして、こちらに参加を呼びかけているところでございます。

○委員（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにございませんか。

よろしいですか。

それでは以上で報告事項2及び報告事項3を終わります。

続きまして、報告事項4「平成28年度昭島市中学生海外交流事業の概要につい

て」説明を求めます。

○庶務課長（柳 雅司） 平成 28 年度昭島市中学生海外交流事業の概要について御報告いたします。

今回の交流事業の内容につきましては、平成 24 年にパースモダンスクールと締結した「交流事業同意書」に基づいて実施するものでございます。

派遣先はパースモダンスクール、派遣期間は 7 月 26 日火曜日から 8 月 3 日水曜日の 8 泊 9 日で、ホームステイ 6 泊、ホテル 1 泊、飛行機内 1 泊を予定しております。

派遣人員は派遣生 20 人、引率者 3 人で、引率者は、事務局 2 人と多摩辺中学校の原副校長を予定しています。対象派遣生は、市内中学校へ通う生徒及び市内在住で市外中学校へ通う生徒で、市内 6 中学校からは 1 校あたり 2 名以上の参加を基本に考えております。

参加費は 9 万円で、応募資格は中学校 2 年生及び 3 年生でございます。

応募方法は、例年どおり応募する動機についての作文を 800 字以内で作成し、提出することになります。なお、市内中学校へ通う生徒と、市内在住で市外中学校へ通う生徒とは、応募方法及び周知方法が異なっております。

選考方法は、作文審査と面接により決定いたします。面接者については、中学校長と教育委員会部課長で行う予定でございます。

次に、日程表の裏面を御覧ください。パースモダンスクールの生徒の受け入れについてでございます。

受け入れ校は多摩辺中学校で、受け入れ期間は 9 月 30 日から 10 月 6 日までで、すべてホームステイで 20 名を予定しております。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 以上で報告事項 4 についての説明が終わりました。本件に対する質問、御意見等はございませんか。

○委員（石川隆俊） 大変人気があって倍率が高いというふうに毎年聞いていますが、参加費が 9 万円を払うということなのですが、これが高いか安いということなのですが、これはほんの一部負担ということですか。

○庶務課長（柳 雅司） 引率者とかそういう費用を除いた分で、子どもが行くだけの費用を考えますと、概ねこの倍ぐらいの費用がかかってございます。

○委員（石川隆俊） というと、逆に随分負担しているということですね。もうちょっと安くしてやればもっと喜ぶかなとも思いますけど、その辺は難しいんですね。

○庶務課長（柳 雅司） この負担額につきましては、昨年までは 10 万円いただいたんですが、競争入札による効果や、燃料代が安くなったこと等により金額が安くなってきたということもありまして、1 万円ですが、少しでも安くということで 9 万円に下げたような経過がございます。

○委員（石川隆俊） それは少しでも安いほうがいいと思います。ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは報告事項4を終わります。

続きまして、報告事項5「平成28年度昭島市立学校教職員異動の概要について」説明を求めます。

○指導課長（岡部君夫） 報告事項5「平成28年度昭島市立学校教職員異動の概要について」御報告いたします。

時間の関係から転入状況についてお知らせいたします。小学校が80名、中学校が36名の合計116名でございます。このうち、小学校の異動者の人数の中には、つつじが丘南小学校と北小学校からつつじが丘小学校へ移った27名の教員も異動として扱ってございますので80名ですが、例年、大体50名から60名ぐらいです。大体例年と同じ程度となっております。また、このうち、小学校の新規採用及び期限付き任用教員が18名、中学校の新規採用教員が13名ということで、今年度は合わせて31名の新しい教員が昭島においてスタートを切っております。

前任の地区等については表に示しておりますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。以上でございます。

○教育長（小林一己） ただいま報告事項5についての説明が終わりました。本件に対します質問、意見等はございませんか。

○委員（紅林由紀子） ちょっとお伺いしたいんですけども、31名、新しい先生方が入りになったということで、新しい戦力として御活躍いただければと大いに期待したいところなんですけれども、やっぱり新しい先生方、なかなか初めて教鞭をとられるというところで御苦労も多いと思うんですが、学校によっては補助のサポートする先生とペアを組んでクラスを担任されるようなケースもあるように見えるんですが、それができるケースとできないケースと、そういうのはどうやって決まっていくのか、できれば初めてされるときに、そういうような先生が、ベテランの先生が、退職されたような補助の先生がいていただくと本当に心強いし、いいと思うんですけども、そういうことはどういうふうに決まっていくのかというところを教えてください。

○指導課長（岡部君夫） これは学級経営研修生ということで新採の、1年目の大学を出てすぐの教員に配属を、そこにベテランの退職をされた教員を新人育成教員ということでペアにして、例えば1年1組であれば1年1組のところで一緒に学級経営をしていく、基本的にはもちろん新採の先生が主ではあるんですが、それをサポートしたり、または教育活動を行ったりというふうにしております。

ここなんですけど東京都教育委員会としては、毎年かなりの人数、500名以上の募集を、退職の先生の数によるんですけども募集をしているんですけども、なかなか

かそこまでの人数がいないというところがございます。それで全員につけるとい
う形にはなっていないんですが、今の条件としては大学を出てすぐの新しい教員
に概ねつけているような形になっております。今後もそういう形でつけていき
たいと思っておりますが、今まで産休代替とかいろいろ経験のある先生については
今のところはまだ計画されてはおりませんので、今のところは卒業すぐの先生に
そういう形でつけているというところが大きな条件でございます。

○委員（紅林由紀子）　そうですか。そうしますと概ねつけているということはどのくら
いの割合というか、それは学校で希望するとかしないとか学校規模とか、何かそ
ういうことでこちらで判断するようなことなんでしょうか。

○指導課長（岡部君夫）　基本的に昭島市内で退職されたりしてやったださる先生の数
に合わせてという部分がございます。ですので、やはり人数的には限定されてい
るところがございます。こちらのほうとしてもなるだけ多くの先生につけたいと
いうところはあるんですが、退職をしてからやったださるという先生がなか
なかそうはいつでも集まらないのが現状で、都教委のほうでもなるだけ多くを上げ
てくれということなんですが、今のところ本市では5名というような形になっ
ております。これは規模とかそういうことには関わってございません。

○委員（紅林由紀子）　はい、わかりました。ということは新採の先生でそういう経験の
ない先生が10名とか例えばいらっしゃったら、その中のどなたにつけるかとい
うのはそれはどうやってお決めになっているんですか。

○指導課長（岡部君夫）　それについて新採についての人事に関しては、東京都教育委員
会、要するに大元のそういう人を配置してくるというのは、大元は東京都教育委
員会になっておりますので東京都教育委員会のほうが指定をしております。こ
の人につけてということで、こちらのほうは昭島市として、例えば5名なら5名
の新人育成教員、ベテランの退職された方がいますということで、その人にこの
人をつけなさいということでこちらのほうで面接をして、誰につけるかはこ
ちらのほうで決めるんですが、この人がいいというのは東京都教育委員会のほう
が指定をしております。

○委員（紅林由紀子）　わかりました。ということは、すみません、例えば実際に現場に
立ってみてそのクラスの状況とかいろいろな状況があると思うんですけども、
そういう中でやっぱりこの先生大変だなとか、もうちょっとサポートが必要だ
なとかそういう様子を見て、こっちの先生は大丈夫そうだなみたいな感じで
途中で移ってもらいたいなことは、そういう融通は利かないということですか。

○指導課長（岡部君夫）　はい、融通は利かないので困る部分もあるんですが、なるだけ
そういうことがないようにとは思っておりますが、基本的に途中で変更というの
はできないことになっております。

○委員（氏井初枝） 初任者の研修というのはすごく大事な部分でございますけれども、今話題になっている学校の中で、その学級の中だけで研修を行うわけではないので、それももちろん大事なことなんですが、昭島市全体の教育委員会主催の研修会とか諸々のところで初任者の先生方には力をつけていただきたいなと思いますので、そういう制度がきちんとできているというふうに思っておりますけれども、大丈夫でございますよね。研修制度のことですけれども。

○指導主事（雑賀亜希） 初任者センター研修につきましては、今年度校外での研修、それから校内の研修を含めまして268時間、都のほうからの指示を含めまして行っております。その中でも市で行うセンター研修を充実して計画を立てて開校式も終わったところで進んでいるところです。ぜひ教育委員の先生方には初任者研修を行っているところに御参加いただければと思っております。よろしくお願いたします。

○教育長（小林一己） よろしいですか。

○委員（氏井初枝） はい、よろしくお願いたします。

○教育長（小林一己） ほかに御意見等はございませんか。

それでは、以上で報告事項5を終わります。続きまして、報告事項6「平成28年度昭島市立小・中学校学級編成の状況について」説明を求めます。

○指導課長（岡部君夫） 報告事項6「平成28年度昭島市立小・中学校学級編成の状況について」御報告申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

1の各学校別児童・生徒及び学級数、教員等でございます。(1)小学校でございますが、4月の入学時の状況でございます。表中の実数は児童数、括弧内の数字は学級数を表してございます。今年度も小学校1年生・2年生については「35人以下学級対応加配」という措置をとってございます。小学校1年生と2年生が35人以下で1学級、3年生から6年生までは、40人以下で1学級というふうになってございます。

小学校全体の学級数は188学級で、昨年度191学級ですので3学級の減となっております。この辺は統合ということが入ってございますのでその辺の影響ではないかと思えます。

児童数は5,469名で昨年度よりも32名の減となっております。通常の学級・児童数につきましては、学級数では、つつじが丘南小学校とつつじが丘北小学校の統合により、新校のつつじが丘小学校が通常学級で15学級、それと特別支援学級固定で3学級ということでスタートをしてございます。

特別支援学級の固定級の児童数ですが、共成小学校が11名で2学級、昨年度よりも2名減っております。つつじが丘小学校が24名になってございます。田中小学校が10名ということで昨年度よりも2名の減となっております。10名ということですので2学級になってございます。

続きまして、(2)の中学校ですが、中学校につきましては、今年度第1学年につ

きましては「中学校1年生35人以下学級対応加配」の措置をとってございます。中1が35名で1学級、35名以下で1学級、2・3年生が40人以下で1学級というふうになってございます。ただし、拝島中学校は中1ギャップ加配により1年生に学級分割ではなく、教員をTTとして1名加配してございます。

中学校全体の学級数は84学級で昨年度よりも1学級減、生徒数は2,693名で昨年度よりも24名増というふうになってございます。

そして特別支援学級の固定級の生徒数ですが、昭和中学校が21名で昨年度より4名減ってございます。多摩辺中学校が22名で昨年度より8名の増で、学級数についても2学級から3学級へ1学級の増でございます。

続きまして、裏面の2の特別支援学級在学者学年別内訳でございます。実数で書かれているのが固定級で、括弧書きされているのが通級指導学級でございます。

固定級につきましては、先ほど御説明いたしましたので通級指導学級について御説明いたします。

富士見丘小学校の言語障害の通級指導学級の児童数が33名で昨年度より2名減でございます。難聴のほうは1名で昨年度から1名の減となっております。

情緒通級指導学級ですが、東小学校が44名、つつじが丘小学校が34名、拝島第三小学校が11名、それと今年度開設した光華小学校が15名となっております。平成28年度から情緒通級指導学級と特別支援教室は学級数に対する教員の配置ではございません。ですので、いわゆる児童数10名に対して1名のカウントというふうにはなってございません。平成27年度に昭島市の情緒通級指導学級に配属されていた16名の教員を割り振る形となっております。従いまして東小学校に4名の教員を、つつじが丘小学校が4名、光華小学校が2名、拝島第三小学校が6名を配置して、今後の平成30年度の特別支援教室の全面実施に備えているところでございます。

モデル実施を経て、平成28年度から本格的に開始している拝島第一小学校と拝島第三小学校の特別支援教室の児童数は、拝島第一小学校が16名、拝島第三小学校が30名というふうになってございます。

それと中学校でございます。中学校のほうは新たに拝島中学校のほうに通級指導学級を開設してございます。こちらのほうは4月の時点で11名ということでスタートをしているところでございます。

なお、ここの資料にはございませんが私立、都立、国立学校への入学状況でございますが、小学校の入学のところでは15名の新入生が私立等へ入学いたしました。入学通知を出した人数は904名でございますので、1.6%の小学生が私立等へ入学いたしました。

中学校では95名の新入生が私立等へ入学いたしました。入学通知を出したのが980名ですので、9.6%の生徒が私立等へ入学いたしました。

以上で報告を終わります。

○教育長（小林一己） ただいま報告事項6についての説明が終わりました。本件に対する質問、意見等はございませんか。

○委員（紅林由紀子） 拝島第一小学校と拝島第三小学校の特別支援教室の人数を御報告

いただいたんですけれども、今後特別支援教室がどんどん増えていくと、この現在の情緒障害の通級の学級の在籍者というか在学者というような書き方は、今後はどんどん変わっていくような形になっていくのでしょうか。

○指導課長（岡部君夫） 特別支援教室をこれから進めてまいります。今年度10月から今ある光華小学校やつつじが丘小学校、東小学校も拠点校ということでプレ実施ということで、1校ずつ全部で合計6校、10月から新たにプレ実施を開始してまいります。29年の4月からそこも加えますので、すべてで8校の学校が来年の4月には特別支援教室を開設してまいりますので、特別支援教室は学級というカウントになりませんので、そちらのほうへ特別支援教室に通っている子どもをこういところで人数として示していくようになると思います。まだ情緒の通級も残っておりますので、拝島第三小学校は情緒のほうでも人数を出ささせていただいて拝一のほうや拝三というので特別支援教室の人数が並んでいると思うんですが、これは拝島第二小学校の子たちがまだ、拝島第二小学校だけではないんですが、田中小のお子さんもいらっしゃいますが、まだ拝三のほうへ通級で通っているお子さんもいますので、こちらのほうは徐々に情緒のほうは減っていくという形になると思います。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。

○教育長（小林一己） ほかにございませんか。

以上で報告事項6を終わります。続きまして、報告事項7「平成27年度指定学校変更・区域外就学の処理状況について」説明を求めます。

○指導課長（岡部君夫） 報告事項7「平成27年度指定学校変更・区域外就学の処理状況について」御報告いたします。

1の指定校変更でございますが、これにつきましては、学校教育法施行令の規定によりまして、児童・生徒に対し通学すべき学校を指定することとなっておりますが、教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申し立てにより指定した学校を変更することができるとされております。教育委員会では、指定校変更の基準を設けて対応しているところでございます。

表の説明でございますが、指定校の欄につきましては、指定された学校に通うべきところ、個々の理由により市内の他の学校に通っている児童・生徒の人数を表したものでございます。

通学校の欄につきましては、指定された学校の区域外から通学している人数でございます。その理由別の内訳が右の欄に示されてございます。

全体で申しますと、指定校変更につきましては、転居を理由とする方が小学校で58名、中学校で24名、転居予定の方が小学校で2名、中学校で1名。兄や姉が通っているのので弟や妹もその学校に通わせたいというのが小学校で20名、中学校で9名。保護者の仕事の関係で祖父母宅等に一時的に子どもを預けるという方が小学校で10名、中学校で3名。それとクラブ活動や人間関係の悪化、不登校回避など教育的配慮が小学校で11名、中学校で19名。前の学年で指定校変更を認

められていたので、引き続き指定校変更を行う方が小学校で8名、中学校で18名。それとその他の理由で小学校6名、中学校8名となっております。このその他というのは、いろいろ適正配置等で移行措置期間で学校を変更というような形で近接、近隣のところでというようなところで配慮したところでその他というふうになってございます。合計いたしますと、小学校で115名、中学校で82名、全体の合計で197名となり昨年度より7名増えてございます。

次に、2の区域外就学でございますが、これは市外から市内の学校へ、また、市内から市外の学校へ通うことを教育委員会が承諾し、就学するものでございます。

市内から市外への転出等については、住民票は市外にあるが本市の学校に通いたいという方が小学校で20名、中学校で6名の合計26名ということで、昨年度より17名減となっております。また、本市に転入したけれども引き続き他市の学校へ通いたいという方が小学校で26名、中学校で14名の合計40名で、昨年度より12名の減となっております。この辺の理由についてはちょっとどういう理由なのかかわからない部分があるんですが、かなり年によって増えたり減ったりというのが激しいところがございます。理由の内訳につきましては右の欄にお示しいたしましたので御覧いただければと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○教育長（小林一己） 報告事項7についての説明が終わりました。本件に対する質問、意見等はございませんか。

よろしいでしょうか。

以上で報告事項7を終わります。続きまして、報告事項8「平成27年度就学支援の状況について」説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項8「平成27年度就学支援の状況について」御報告いたします。お手元の資料を御覧いただきながら若干お時間をいただいて人数のところも報告いたします。

まず、1「就学相談結果」は、平成28年度に新たに小学校に就学する児童もしくは中学校に進学する生徒の相談に対しまして、通常の学級が適しているか、特別支援学級が適しているのか、または特別支援学校が適しているのかの判定の結果でございます。

小学校では66人の相談がありました。これに対して、特別支援学級が適しているという判定が出た児童が15人、特別支援学校が適しているという判定が出た児童が11人、通常の学級が適しているという判定が出た児童が22人でした。また、相談のみで判定まで行かなかった児童が18人です。

中学校では相談者数が22人、特別支援学級が適しているという判定が出た生徒が16人、特別支援学校が適しているという判定が出た生徒が4人、相談のみで判定まで行かなかった生徒が2人でした。なお、この判定に対して、実際の進路につきましては右の欄に書かれたとおりでございます。

続きまして、裏面の2の「転学の相談の結果」でございます。転学につきましては通常の学級に通っている児童生徒が特別支援学級や特別支援学校に移る、ま

たはその逆に、特別支援学級や特別支援学校から通常の学級に移りたいという相談に対しての就学支援委員会の判定結果でございます。小学校では10人の児童から相談がございました。判定は特別支援学級が9人、転学不適が1人でございます。中学校では5人の生徒からの相談に対しまして、判定は特別支援学級は2人、特別支援学校が2人、相談のみで終わった生徒が1人でございます。その判定結果に対しての結果につきましては右の欄に記載してございます。

続きまして、「情緒障害等入級相談結果」でございます。情緒障害等通級指導学級への入級相談に対する入退級判定委員会の判定結果でございますが、小学校では77人の児童から相談がございました。入級適と判定された児童が63人、相談のみは5人、入級不適が9人ございました。中学校では18人の生徒からの相談に対して、入級適と判定された生徒が14人、相談のみが2人、入級不適が2人でございます。その判定結果に対しての結果につきましては右の欄でございます。

続きまして、3枚目の4の「情緒障害等退級相談結果」でございます。27年度につきましては退級が適していると判定された小学校児童が7人、中学校生徒が1人となっております。

5の「難聴言語入級相談結果」でございます。14人の児童からの相談に対して、入級適の判定を受けた児童が13人、入級不適が1人となっております。

最後に6の「難聴言語退級相談結果」でございますが、指導の効果から退級が適と判断された児童は12人となっております。

以上、御報告申し上げます。

- 教育長（小林一己） 報告事項8についての説明が終わりました。本件に対します質問、意見等はございませんか。
- 委員（白川宗昭） 私は今年からのものですから今までのことがわからないんですけども、相談者数というのは全体に増える傾向にあるのかどうかということ、それから情緒障害とか先ほどの難聴、難聴はあれでしょうけれども情緒障害、言語障害この辺のところもそうですけれども認定されている方が増えているか減っているかその辺もあわせて。
- 統括指導主事（長崎将幸） この就学支援に関する相談にいらっしゃる保護者の方は年々増加の傾向にございます。また、情緒障害等通級指導学級につきましてもやはり保護者や子供の困り感やニーズから、やはり増加傾向にあるという現状にございます。
- 教育長（小林一己） ほかにございませんか。
- 委員（石川隆俊） 確かにこここのところ、どこでも増加傾向にあって困ったことだと思っておりますけれども、実際に父兄があるいは本人が自ら来る場合もあるでしょうけれども、事前にそういう情報をとって、例えば市のほうとか学校のほうからアプローチするというようなのも、これには随分入っているんでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） やはり保護者に不安があり学校に相談をして学校からこちらの就学相談にかかるようにという形でつなげている場合もございますし、また小学校に入学する前に幼稚園や保育園にもこのようなことで困っている保護者がいたら就学相談に来ていただくようにということでの啓発活動が続けて行っているところです。

○教育長（小林一己） ほかにございませんか。

○委員（紅林由紀子） 年々増加しているということで、逆に言えばこういうところに例えば通級に行ったりあるいは固定級で、そういうことで困っている子はそういうところでやったほうが本人にとっても自己肯定感が伸びたりとかのびのび勉強できるとか、そういうよさをだんだんわかってきた、そういった障害についての理解度がもしかしたら上がっていることもあるんじゃないかなというふうに私はちょっと感じていて、そういう意味ではプラスにこの数字を受け取ったんですけども、ただ、この最初の就学相談結果で、小学校で特別支援学級という判定 15人受けているうちの13名が通常学級に進まれているというこの数字を見ると、おそらくは想像では保護者の方の御希望もあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、こういう子たちのケアというかフォローはどのようにされているか、あるいはそういうことがありましたということを学校のほうにお伝えして、そこにはやっぱりそういう通常学級でサポートできるような体制をとっていらっしゃるのかどうかという、その辺はどうでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 就学相談委員会の判定と異なった形で特別支援学級が適という判定の中でも、保護者の意向でやはり通常の学級と一緒に学びたいということについては保護者の意志を尊重しながら通常の学級で教育を行っているのが現状です。ただやはりその中でも困ったりすることがあることもありますので、就学相談員が引き続き継続してお子様の様子を見ながら保護者と連絡を取り合いながらまた1年後にどうするかということについての相談をするような仕組みをとっております。また、通常の学級においても、特別支援教育の視点を取り入れた指導をすることで、より子供たちが困り感がない中で学習が進められるような取り組みも進めていっているところでございます。

○委員（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。大変ありがたいことだというふうに思います。やっぱり学年が上がってくると、だんだん特に勉強が高学年ぐらになるとついてこられなくて、やっぱりそこで個々の子供の状況に合わせた指導をしてくれる固定級のほうに移られるというケースもちょっと身近なところで聞いたりしたものですから、そういった経過をずっと追っていただけるというのはすごくいいことだなというふうに感じました。ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにございませんか。

○委員（紅林由紀子） ちょっとお尋ねしたいんですけども、情緒障害なんていうのは

通級のところで入級不適というのはどういう、小学校で9名中学校で2名、判定が出ているんですけども、これはどんな感じのことで、希望があってもこういう判定があったら行けないのか、いろいろ見学とかかされていると思うんですね。通級もお子さんにもコミュニケーションとかで困り感があって、行って見て見学してみたらちょっとよさそうだなみたいな、で判定で、だけど入級不適になったらもう行けないのか、その辺はどうなんでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 実際のところ、相談の中で情緒障害等通級指導学級に入級したいという御希望が出されますが、実際に医師の診断とか発達検査等の結果を、それからまた子供の様子の観察等を含めて委員会で話し合った中で、情緒障害等通級指導学級は基本的には知的に遅れのない発達障害を対象にした通級指導学級ですので、知的な遅れがある場合は情緒障害等通級指導学級への入級ではなくて知的障害固定学級のほうが適であるということで、入級不適という判定が出る例がございます。

○委員（紅林由紀子） そういうケースなんですね。わかりました、ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにありませんか。

○委員（氏井初枝） 支援が必要なお子さんに関しての見守りを続けているというお話が先ほどございましたけれども、一人ひとりのお子さんについてのポートフォリオみたいなものがつくられていて、例えば特別支援学校に行った場合ですとか、それから小学校から中学校に上がる場合の今までのそういうような指導をした結果がうまく引き継ぎができるような制度はきちんとできておりますでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 特別な支援が必要なお子さんにつきましては、関係機関等の支援等の記録も含めて個別の教育支援計画を作成しております。また、個別指導の内容につきましては個別指導計画を作成してそれに基づいて指導するよう進めてまいっておりますので、それを今後とも継続して進めてまいりたいと考えています。以上です。

○教育長（小林一己） ほかにありませんか。

それでは、以上で報告事項8を終わります。続きまして、報告事項9「昭島市学校給食共同調理場の整備用地について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） 報告事項9「昭島市学校給食共同調理場の整備用地について」御報告させていただきます。

現在の学校給食共同調理場につきましては、老朽化、耐震問題、学校給食衛生管理基準への対応、食物アレルギー対応などさまざまな課題をかかえており整備が必要な状況となっております。このような状況の中、現在の敷地でさまざまな

課題を解決するための整備をするには、敷地が狭いことや、用途地域による制限の問題があり、また耐震補強等の工事をするにもその期間は学校給食を停止しなければならないことなどから困難となっております。そのため、新たな場所での整備が必要となり、いくつかの候補地の中で比較検討した結果、整備用地が決まりましたので報告をさせていただきます。

整備用地としましてはお手元の資料にあります、左側にあります丸で囲んだ東中神駅北口立川基地跡地の民間利用の中となります。その民間利用の用地を拡大したものが右側となり、民間利用のほぼ中央の位置に約5,500㎡の用地を確保し学校給食共同調理場を整備していくこととなります。今後は学校給食運営基本計画を踏まえ、まずは平成28年度中に具体的な整備内容を検討しその内容を盛り込んだ学校給食共同調理場整備基本計画を策定していく予定となっております。

報告は以上となります。

○教育長（小林一己） 報告事項9についての説明が終わりました。本件に対する質問、御意見等はございませんか。

よろしいでしょうか。

以上で報告事項9を終わります。続きまして、報告事項10「昭島市近代史調査嘱託職員設置要綱について」説明を求めます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 報告事項10「昭島市近代史調査嘱託職員設置要綱について」御報告申し上げます。

昭島市域のこれまでの歴史につきましては、昭和53年に刊行された「昭島市史」にとりまとめられているところでございますが、この中で近世、特に近代史につきましては記述や資料が極端に少ない状態で行ってまいりました。このことから教育委員会では平成25年度に昭島近代史調査報告書、拝島村警防団記録を初版に平成27年度までに3巻を発刊してまいりました。この近代史調査報告書の編集、作成は担当として再任用職員を雇用し専門に行ってまいりましたが、昨年度末をもって任期切れとなることから、今後の発刊及び文化財事務の補助として経験と専門的知識を有する調査員を雇用するために嘱託職員の要綱を制定したものでございます。

第1条において趣旨を、第2条において身分、第3条に勤務を定めており、第4条以降は一般の雇用契約の内容となっております。

なお、実施の時期でございますが平成28年4月1日からの施行でございます。

以上、御報告申し上げます。

○教育長（小林一己） ただいま報告事項10についての説明が終わりました。本件に対する質問、御意見等はございませんか。

○委員（白川宗昭） ここへきて立川とか府中とか八王子はもう始まっていますけれども、羽村とかまた三、四十年前の市史編さんの部分というものから次のまた新たな展開がここ何年かあちこちで見られるようになってきております。そういうのを踏まえてということでございますけれども、確かに今おっしゃったように趣旨とし

て近代史を重要視していきたいというのは重々よくわかっていることでありますけれども、全体としてやっぱり近代史だけが資料として存在するのではなくて近世も、あるいは中世も全体にあるいは本当に手が着いていないのは民俗学とかそういう全般的な市場調査というものがやっぱり継続してある程度やっていかなければならないというのが私の考えであります。その中でこういう近代史だけを取り上げるのではなくて、例えば資料調査とか近代だけじゃなくて全部を網羅するような名称づけとか趣旨とか、そういうものがまずあって、その中でここ1、2年、ここ何年かは近代史に力を入れていくんだと、またそれが少し一段落したらまた次へ移行するんだというような、そういうふうなものの考え方をぜひしていただきたいなと思っています。近代史だけ、これだけやっていくと、じゃあ近世史はどうか、古代史はどうかというふうにいきますし、その都度そういうものをつくっていかなくちゃならないなんていうことになりかねません。でありますから、ぜひ一つまた次回、何かそういう機会があるときにはもう少し大きく資料調査員とか、そういうふうな形にすべきなんじゃないかなと、近代史だけを今、確かに重要なことはよくわかります。その上でのことですけれどもぜひそういう視点でお考えをいただければ幸いですなとそんなふうに思っております。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 貴重な御意見をありがとうございます。今委員のほうからおっしゃられたとおり市史の再編さんがブームというかどこも行われておられて、その中で当然昭島市のほうでもそこを視野に入れて考えるんですが、その前の段階で今いただきました貴重な御意見を反映して市史編さんに突入していくとか考えていくと、その間ということで貴重な御意見を賜りましたので検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○教育長（小林一己） ほかにございますか。

○委員（石川隆俊） 昭島市にはもちろん歴史とか考古学そういうのも含めてそういう委員会があるのは存じ上げておられますが、今回は特別な職員、臨時かもしれないけれどもそれを置いて、それを教育委員会の直属のような形にしてそういう部屋をつくって前よりも積極的にするという、表にそういう委員会があったのは存じ上げていますがそういうアイデアですか。

○社会教育課長（伊藤雅彦） これは委員会の設置ではなくて人の配置ということになりますが、これまでに防空記録とか青梅鉄道の昭島市の関連資料、旧十ヶ村誌、皇国地誌のこの3巻をうちのほうで発刊しているんですが、まだこのあと役場文書とか五日市鉄道とか西川製糸とかこういったところの発刊を予定しておりますのでそれをまず引き続きやりまして、そのあとに先ほど白川委員のほうから言われた近世史、近代史それから中世史、そういうところも調査しながら最終的には市史の再編さんというところにもっていききたいというふうに考えております。

○委員（石川隆俊） 私もいくつか読ませてもらったことがありますけれども、昭島市の

教育委員会の名前のもとにいくつかの本が発刊されて、鉄道であるとか江戸時代のいろんな特別な人物だとか考古学だとかそういうのに関連したものが出ていて、今回はもうちょっとそういう委員会が今まである意味ではそういう得意な方に個人の力でお願いしていたものを、少しもうちょっと中央において積極的に動き出すと、こういうアイデアのように思うんですが、そんな感じですか。

○生涯学習部長（山口朝子） 今お二人の委員からさまざまな御意見をいただきまして、そのような形で将来的に動いていければいいなという希望は担当としては持っておりますが、今この設置の要綱に関しましては、今までこれをしておりました再任用職員の契約が切れますので、またその者を同様に雇うわけなのですが、その者に専門の知識があるものですから嘱託員として雇うということで、特に私どもとして特別にそこに委員会のようなもの、もしくはなんとか室のようなものを置くという話ではございません。

それとその前に白川委員のほうからもいろんな御意見をいただきまして、今社会教育課長のほうからもお話をいたしました。昨年度は市議会のほうからも市史編さんについて御質問が出たりしておりました。またその市史編さんに関しましては簡単に着手できるような事業ではないということはもちろん白川委員が一番ご存じだと思います。そこにつきましては他市の状況も鑑みながら当然将来的には必要になってくる作業だと思いますので、こちらの近代史を着実にやりながら将来的には考えていきたいとは思っております。以上でございます。

○教育長（小林一己） それでは報告事項 10 を終わります。

続きまして、報告事項 11「子ども読書活動推進計画策定委員会要綱について」と次の報告事項 12「子ども読書活動推進計画庁内検討委員会要綱について」関連をいたしますので一括での説明をお願いいたします。

○市民図書館長（石川千尋） それでは報告事項 11「昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱について」御報告をさせていただきます。

現行の第 2 次子ども読書活動推進計画が平成 28 年度末で計画期間が終了となります。これまでの推進状況を検証し今年度第 3 次子ども読書活動推進計画を策定してまいりますため 10 名の委員からなる子ども読書活動推進計画策定委員会を設置するものでございます。所掌事項につきましては第 2 条に記載されておりますとおり計画の策定に関することについて必要な事項を検討し、その結果を教育長に報告するものでございます。

報告資料 12 で昭島市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会要綱を御説明いたしますが、計画の策定にあたりましては、最初に庁内検討委員会で計画のたたき台をつくり、策定委員会で専門的な立場からアドバイスをいただきたいと考えております。

組織は第 3 条に規定しておりますが 10 人以内の委員をもって組織し教育長が次の者から委嘱することとなっております。委員の任期は第 4 条に規定されておりますとおり、教育長への報告が終了したときまでとなっております。

裏面になりますが、委員会の庶務でございますけれども第 7 条に記載されてお

りますとおり市民と所管内で処理をいたします。またそれぞれ実施日を定めております。

以上簡単な説明ですがどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、報告事項 12「昭島市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会要綱につきまして」御報告させていただきます。

報告資料 11 で御説明させていただきました第 3 次子ども読書活動推進計画を今年度策定するにあたりまして、計画の原案をつくる検討と今後においても会議を開き計画の着実な推進について検討するため、昭島市職員からなる昭島市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会を設置するものでございます。

第 2 条で 4 つの所掌事項を定め、第 3 条では市民と諸官庁及び裏面別表にお示しいたしました委員からなる組織を定め、第 4 条で委員長及び副委員長について、第 5 条で会議、第 6 条で庶務を規定しております。この要綱の基本的な内容はここにお示ししたとおりでございますけれども全庁的な職員で委員会が構成されておりますことから、明日の協議で決定し実施する予定でございます。

以上、簡単な説明ですがよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） 報告事項 11 及び報告事項 12 についての説明が終わりました。本件に対する質問、御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

以上で報告事項 1 から 12 までの説明が終わりました。報告事項 13 から 28 につきましては資料配付のみとなっておりますが事務局への質問等がありましたらお願いをいたします。

○委員（紅林由紀子） 一つお願いいたします。16 なんですけれども、学校給食の臨時職員の要項の改正の件なんですが一番最初の第 4 条第 1 項中の日にちを変更される理由をちょっとお伺いしたいなというふうに思いまして。

○学校給食課長（坂本忠司） こちら 8 月 25 日から 8 月 21 日に変更ということになっておりますけれども、こちらにつきましては以前までは学校の給食の始まりというもの 9 月に入ってからとかそういう形で始まっていたんですけれども、学校によってまちまちで始まる開始時期が異なりますので、それがだんだんと 8 月から開始されるというところがありますので、それに合わせて調理の臨時職員についてもそれ以前に夏休み期間中は作業等が修理とかをしているんですけれども調理の臨時職員は雇ってはおりませんので、事前にちょっと早めに出ていただいてというような形になっておりますので日にちのほうを若干早めさせていただいたということになっております。

○委員（紅林由紀子） おしりは 2 月 24 日が 2 月 20 日というのは。

○学校給食課長（坂本忠司） 実際に臨時職員ですので 6 カ月間の雇用となっておりますのでそこで一旦切らせていただいて、それ以降については更新をさせていただいて 7 月までというような形で辞令を出させていただいております。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

○教育長（小林一己） ほかにありますか。

よろしいでしょうか。

続きまして、その他の事項について事務局から何かありますか。

それでは次に、次回の教育委員会の日程について報告をお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会の日程でございますが5月26日木曜日、午後2時30分から市役所301会議室で行います。

なお当日は午後1時半から育英会がありますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長（小林一己） それでは今事務局からの説明があったとおり、次回の開催は5月26日木曜日、午後2時30分からいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので第4回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

平成28年 5月26日

署 名 委 員

1 番 委 員

2 番 委 員

調 整 担 当